

総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成30年12月17日(月曜日)
午前9時30分～午前11時48分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 末 永 義 美 委員 長 高 木 法 生 副委員 長
竹 岡 昌 治 委 員 安 富 法 明 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
岡 山 隆 委 員 杉 山 武 志 委 員
荒 山 光 広 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
綿 谷 敦 朗 議会事務局 長 大 塚 享 議会事務局 長 補 佐
篠 田 真 理 議会事務局 主 任
6. 説明のため出席した者の職氏名
篠 田 洋 司 副 市 長 波 佐 間 敏 上下水道事業 管 理 者
石 田 淳 司 市 長 公 室 長 田 辺 剛 総 務 部 長
杉 原 功 一 上 下 水 道 局 長 大 野 義 昭 市 民 福 祉 部 長
河 村 充 展 高 齢 福 祉 課 長 中 嶋 一 彦 市 民 課 長
岡 田 健 二 上 下 水 道 局 次 長 三 戸 昌 子 上 下 水 道 局 次 長
竹 内 正 夫 財 政 課 長 佐 々 木 昭 治 総 務 課 長
内 藤 賢 治 地 域 福 祉 課 長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（末永義美君） ただいまより、総務民生委員会を開会します。

議長、報告事項等ございませんでしょうか。

○議長（荒山光広君） ありません。

○委員長（末永義美君） それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案15件につきまして、審査いたしたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最初に、議案第131号美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例の廃止についてを議題とします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第131号美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例の廃止についてを御説明いたします。

ただいま通知いたしました画面をごらんください。

議案第131号美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例の廃止についてであります。

本市では、美祢市本庁舎整備検討委員会を設け、本庁舎の整備に係る基本的な構想について諮問を行っておりましたが、去る9月15日に同検討委員会から基本構想案を答申いただいたところであります。

市では、この答申を踏まえ、9月18日に美祢市新本庁舎整備基本構想を策定し、今後は基本計画の策定に向けて事務を進めることとしております。

つきましては、美祢市本庁舎整備検討委員会はその役割を終えましたことから、このたび美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例を廃止するものであります。

なお、この条例は、平成31年1月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終了しました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第131号を採決いたします。本案に対して、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第132号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第132号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを御説明いたします。

ただいま通知いたしました画面をごらんください。

議案第132号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

議案は1ページから6ページまであり、7ページから20ページまでは新旧対照表を掲載しております。

このたびの改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて職員等の給与改定を行うため、関係する四つの条例の一部改正をするものであります。

まず、美祢市一般職の職員の給与に関する条例の改正の主な内容は、給料月額を本年4月分から平均0.16%の——0.16%引き上げるとともに、勤勉手当を0.05カ月分増額するものであります。

また、勤勉手当の増額につきましては、本年度は12月期の支給額をさかのぼって0.05カ月分増額し、来年度以降の勤勉手当は、6月期及び12月期の支給額を現行からそれぞれ0.025カ月分増額するものであります。

あわせて、期末手当の支給月額を現行の6月期が1.225カ月分、12カ月期が1.375カ月分であるものを、来年度以降は6月期及び12月期の支給額をそれぞれ1.3カ月とするものであります。

同様に、美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例及び美祢市上下水道事業管理者の給与等に関する条例においても、勤勉手当及び期末手当を同様に改正するものであります。

また、美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例においては、本年度の12月期の期末手当支給額を0.05カ月分さかのぼって増額し、来年度以降は、6月期及び12月期の期末手当の支給額を現行からそれぞれ0.025カ月分増額するものであります。

なお、市長、副市長、教育長の給与につきましては、美祢市長の給与に関する条例

の第6条第1項に、市長等の給与については美祢市一般職の職員の給与に関する条例の例により支給すると規定されておりますことから、本議案が可決されましたら、市長、副市長、教育長の勤勉手当及び期末手当につきましても同様に変更となります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第132号を採決いたします。本案につきまして、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第133号美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第133号美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の制定についてを御説明いたします。

ただいま通知いたしました画面をごらんください。

議案第133号美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の制定についてであります。

議案は、1ページから2ページまでとなっております。

本市では、美祢市新本庁舎整備基本構想策定後、現在、新本庁舎整備基本計画を策定するための計画策定支援業者の選定事務を進めております。

また、基本計画の策定に当たりましては、計画策定支援業者とは別に、専門的な観点から、知識と経験を有する者の意見や助言を求める必要があると考えております。

このため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議を設置するものであります。

条例の概略を申し上げますと、第2条に所掌事務を規定し、第1号として「新本庁舎整備の基本計画に関すること」、第2号として「新本庁舎の事業手法等に関するこ

と」、第3号として、「前2号に掲げるもののほか、新本庁舎整備検討——新本庁舎の整備を検討するために必要な事項に関すること」としております。

次に、第3条に組織を規定し、10人以内の公共建築に関して識見を有する者及び市長が特に必要と認める者で構成することとしております。

ここで、去る14日の本会議におきまして、竹岡委員から御質問のありました委員の構成につきまして、御説明をいたします。

現在、議案が可決されておられませんので、あくまでも私どもが考えております予定の方ですが、公共建築に関して識見を有する者以外の委員では、美祢市本庁舎整備検討委員会委員の一部の方、また、庁舎が市民の方に利用されやすい庁舎となりますように御意見をちょうだいするため、福祉関係の方、産業関係の方などの諸団体から就任をしていただきたいと考えており、リストアップをしているところであります。あわせて、市職員からも選出することとしております。

次に、第4条に委員の任期を規定し、「委員の任期は、市長が委嘱又は任命した日から美祢市新本庁舎整備基本計画を策定した日までとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする」としております。

最後に附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

三好委員。

○委員（三好睦子君） 数点お尋ねいたします。

本庁舎のアドバイザー会議の公開ということですが、周知とか、その方法は集落の回覧とかになるのでしょうか。周知方法についてお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

このアドバイザー会議の公開につきましては、ホームページ等で公開をしてみたいと思います。

なお、この会議につきましては、この基本計画の構想につきましては、ワークショップや市民説明会も開催することとしておりますので、あわせて御報告をさせていただきます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 報酬とか費用弁償についてお尋ねします。

それともう1件ですが、2条の1と——2条の1と2について、もう少し詳しくお願ひできますでしょうか。

○委員長（末永義美君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 三好委員の再質問にお答えをいたします。

まず、このアドバイザー会議の委員への報酬につきましては、平成30年の当初予算において、基本計画策定にかかわる委員会分といたしまして、委員報酬と旅費を予算計上しているところでございます。

続きまして2点目、第2条の1号、新本庁舎整備の基本計画に関する内容についての御説明でよろしいでしょうか。

これにつきましては、来年——大変失礼しました。基本構想を策定するに当たりまして、市民目線——基本計画を策定するに当たりまして、市民目線、利用される方々が利用しやすい庁舎とするためにしております。

内容的には、大きく、市設計事務所の各取り組みに対して意見や指示をいただく。新たに導入する市民利用機能について意見や指示をいただく。窓口執務空間や複合化について意見や指示をいただく。基本計画全体についての意見をいただくというのが主な業務と考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 3条の1についてですけど、公共建築に関する識見——識見を有する者とありますが、これは建築業者の方とかも含まれるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

3条の——3条の2項1号に、公共建築に関して識見を有する者と規定しておりますが、こちらにつきましては、大学や、実務として建築について詳しい方で、そういう業者の方から選出する予定とはしておりません。

以上です。

○委員長（末永義美君） そのほか。高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） 済みません。1件ほどお伺いしたいと思います。

この2条の所掌事務の文言の中で——条文の中で、「審議及び検討を行うものとする」とございますが、この検討した結果、報告書として市長へ提出するという——理解でよろしいでしょうか。

○委員長（末永義美君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） こちらのほうで審議、検討いただいたものにつきましては、最終的には基本計画のほうに反映をさせていただいて、基本計画につくっていくというんですか——失礼しました。その都度ですね、アドバイザー会議で検討された結果につきましては、報告を受けたいと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） そのほか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 1点ほど、この3条ですね、アドバイザー会議が10人以内をもって組織するという文言があるんですけど、10人っていうならいいんですけど、10人以内とされた理由、これは大きい仕事ですから、少数の人間で検討をしていただきたいなという思いから、ちょっとそこをお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 杉山委員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、私どもとしましては、今現在は、就任いただきたいという委員の方を想定はしておるんですけども、そちらのほうはちょっと、私も想定とは違って入らないという形になられた場合ですね、必ずしも10人にはならない可能性がありますので、この条例上は10人以内という形の記述にさせていただいております。

○委員長（末永義美君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） ちょっと極端な言い方するかもしれませんが、そうでしたら、例えば6人になったとかいうことになるわけですよね。やはり10人程度は必要じゃなかろうかと思っておりますので、この10人以内をもってっていうのはよくないんじゃないかと思うんですが。次の候補者等に当たるとかいうことは検討されないんですかね。

○委員長（末永義美君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 杉山委員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、多くの方に参画させていただいて、御審議をいただきたいと思っておりますので、一応10人以内とはしておりますけども、できるだけ10人に揃うよう

にいたします。

繰り返しになりますけど、こちらのアドバイザー会議の方にも御意見をちょうだいしますが、これとは別に、基本計画をつくるためにはワークショップをやったり、市民説明会をするようにしておりますので、市民の方からの御意見を拝聴したいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。その他。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 第2条に、「アドバイザー会議は、次に掲げる事項について審議及び検討するものとする」とあります。その中の（1）で、「新本庁舎整備の基本計画に関すること」とあります。

それで、今アドバイザー会議については10人以内でありますけれども、一般の方の公募も当然あると思っておりますけど、一般市民——特にこの新庁舎基本計画のことに関してということ、結構、専門的なことに入ってきますので、そういった一般の方で、当然、専門——そういった建設に関する専門的なことはなくても、人選していくことも大事と思っておりますけれども、まず、一般市民の公募というのは何人程度になるのか、この辺についてわかれば御説明お願いします。

○委員長（末永義美君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 岡山委員の御質問にお答えします。

私どもは、今時点では市民からの公募は考えておりません。今、先ほど申しましたように、これは専門的な方の御意見をいただきたいというところもありますし、それぞれのお立場から御意見をいただきたいというふうに考えておりますので、今の私どもの考えでは、市民の公募は考えていない状況でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 専門性が必要ということで、一般市民の公募がないということでありました。その辺、わからんこともないんですけども、検討してきた結果だろうと思っております。

ここに至るまでの——それとですね、その専門性になってくるということで、今後、コンサルタント業者の選定も当然行わなければならないし、その中でPFIの導入計画、こういったところも当然入ってくると思っております。それについては10名の

メンバーで、そういったところの検討を行って決定されるということによろしいのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 御指摘のとおり、この基本計画を策定するに当たりましては、PFI等事業手法についても検討することとしております。

これにつきましては、基本計画策定支援業者のほうとも協議をしながら、またあわせて、アドバイザー会議の方にも御意見をいただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。続きまして、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第133号を採決いたします。本案に対して、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第135号美祢市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） それでは、議案第135号について御説明をいたします。

美祢市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、平成28年4月から休園をしておりました大田保育園赤郷分園について、赤郷小学校が大田小学校へ統合されることにあわせて、当園を平成31年3月31日をもって閉園するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、これより議案第135号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第136号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。
内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） それでは、議案第136号について御説明いたします。

議案第136号は、美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴う改正であります。

このたびの改正は、平成31年4月1日から学校教育法の改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられ、専門職大学は前期、後期に課程を区分することができることとされ、この専門職大学の前期課程の修了者は、短期大学卒業者と同等の教育水準を達成することとし、短期大学士相当の文部科学大臣の定める学位が授与されます。

このため、専門職大学の前期課程を修了した者を放課後児童支援員の基礎資格を有する者に追加するための改正であります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔なし〕と
呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第136号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第136号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第137号美祢市病児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） それでは、議案第137号について御説明をいたします。

議案第137号は、美祢市病児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

これは、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、児童が病気等により集団保育の困難な期間において、一時的に児童を預かる施設を設置することを目的として、本条例を制定するものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

本施設の概要を少し申し上げます。

所在地は、美祢市大嶺町東分1313番地4、市立病院職員駐車場の一角で、施設の名称は美祢市病児保育施設、愛称は「つぼみ」、この愛称につきましては、公募で応募のあった中から、愛称の審査委員会で決定をいたしました。

床面積は92.34平方メートル、保育室、隔離室、スタッフステーションで構成しており、感染症にも対応できるよう入り口は2カ所あります。

次に、運用の概要ですが、基本的に、市外で実際に運用している施設を参考にしてありますが、保育対象は生後6カ月から小学6年生までで、定員が3名、生後6カ月からとしておりますのは、公立の保育園が生後6カ月からお預かりしておりますので、これに合わせたことと、定員3名につきましては、病気のお子さんを預かるため、一度にたくさんの保育ができないことや、近隣の施設の状況や必要なスタッフ確保などを考慮して3名としております。

保育日は、月曜日から金曜日まで、土日祝日、12月29日から1月3日まではお休みとなります。

保育時間は、午前8時から午後5時30分までとしております。これは、市立病院が午後5時15分までであることを考慮して、午後5時30分までとしておりますが、個別に御相談いただければ、個別に対応することとしております。

利用料金は、市内在住者は1人1日2,000円で、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は利用料は免除、市外の方は1人1日3,000円で、免除なしとなります。ただし、5時間以内の利用の場合は、それぞれ半額となります。

また、利用するには年度ごとに登録が必要となります。

登録には、これまで受けた予防接種や、かかった主な病気を記入していただき、預かりの際の参考とさせていただきます。年度ごとの登録申請は、予防接種やかかった病気など、登録内容に変更が生じた場合などに対応するため、年度ごとの登録としております。

次に、実際に利用する場合ですが、医療機関で受診後、診断名がついてからのお預かりとなります。その際、医療機関から、症状などが書いてある連絡票を持参し、利用申請書を記入していただくこととなります。

また、保育室が既に埋まっている場合もありますので、原則として事前に予約をしていただくこととなりますが、当日でも12時までは、保育室が空いていましたらお預かりできます。

なお、医療機関で受診後、診断名がついてからのお預かりとしておりますのは、病気の原因等不明な場合、重大な感染等も考えられ、また十分な感染予防にも対応できませんので、病名確定後のお預かりとさせていただきますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、美祢市立病院小児科以外の他の医療機関受診の場合、当日の様子を小児科医の立場から確認するため、預かり後、市立病院小児科を受診することとなります。

預かり後は、病児保育のスタッフまたは市立病院小児科医の往診で対応することとしております。

病児保育利用前提の場合は、市立病院小児科受診が好ましいですが、夕方等、市立病院小児科を受診できない場合があるため、その場合、かかりつけ医を受診され、病名が一応確定すると思っておりますが、小児科医の専門的見地から症状を確認しておく必要があるため、当日、市立病院小児科受診としておりますので御理解をいただきたいと思っております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 本条例におきまして、第7条（1）で生活保護法の規定による被保護者のとき、それと当年度分の市民税が課せられていないとき、こういう説明がありました。非常に大事な部分で、きちっと対応されているとは思っております。

今、社会的なこういった現象を見ますと、シングルマザーの方が非常に増えてきてると。そういった中で、非常にこういったところの病児保育で預かる、働いておれば、本当に大変な状況でもあると思っております。

それで、シングルマザーにおける市民税が——シングルマザーで働いて、市民税が、住民税が課されている。だけど、もう本当、かけられても——課せられても、ぎりぎりのところである。多く稼いでおれば別ですけど、基本的には、多くのシングルマザーの方というのは、市民税が課せられていても、そういった状況があるということで、それでそういった方の、今の社会的な現象の上から判断すると、そういった方もそういった対象に、免除の対象にするべきではないかと思っておりますけれども、市政の温かさといいますか、そういったお考えがあるかどうかこの辺をお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

シングルマザーに対する対応ということですが、今のところ、当初は、この条例のように、生活保護世帯、そして、市民税を課せられていない時で、とりあえずスタートいたしまして、その後の状況、いろいろ今から世の中も変化してくると思いますが、その状況を見きわめながら検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。こういった声も多少は出ておりますので、どうかそういった配慮をしていただくことが、市民の皆さんの負託に十分に答えていくことにつながってくると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（末永義美君） 続いて、質疑はございませんか。高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） 1件ほどお伺いしたいと思います。

この、病児保育施設に関係するんですけども、美祿市立病院の小児科の先生は常

勤なんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 高木委員の御質問にお答えいたします。

常勤ではございません。

以上です。

○委員長（末永義美君） 高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） 午前中は先生がいらっしゃるような状況だろうと思うんですけども、午後はいらっしゃらないということで、保育園というか、施設の方も大変不便であろうかと思うんですけど、その辺は大丈夫なんじゃないかな。

○委員長（末永義美君） 内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 高木委員の再質問にお答えいたします。

ことしにつきましては、週2日ほど、午前、午後と診察がありまして、週3日は午前だけというふうになっております。来年度につきましては、まだ未定であります。小児科医不在の場合につきましては、今、市立病院及び小児科医の先生と、今後詳細に詰めていくこととしておりますが、基本的には、小児科医の山大的先生のほうに御連絡等いたしまして、その指示等をいただくこととしております。その手順につきましては、今から市立病院とそれから小児科の先生と手順につきましては詳細に詰めていくこととしております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに。安富委員。

○委員（安富法明君） 今の関連なんですけど、要するに小児科の先生の診断とか、かかりつけ医の診断っていうことが必要ですよっていうこともあるわけですよ。

以前、この病児保育——病後児保育っていうことで、病院の事業局長が、小児科医が必ずしも常駐してなくてもできますよっていうふうに言っておられるんですよ。それはそれで、病院側のっていいですか、判断があるかというふうに思うんですけど、その辺が恐らく、この事業を始めるに当たって、先生もいらっしゃらないのっていうふうな、市民に不安も与えかねないと思うんですよ。だから、どういうふうな対応をするかっていうのは、もうちょっと親切にっていうか、きちんと公にしといたほうがいいかなっていうふうな思いはしています。

その辺のことについて、今後、十分に市民の不安を招くようなことがないようにし

ていただきたいというふうに思っております。

○委員長（末永義美君） 御答弁はよろしいですか。（発言する者あり）杉山委員。

○委員（杉山武志君） 私からは2点、一つは御確認なのですが、第5条に、市長に対して、利用登録の届けを行わなければならないとなっております。これは以前、ちょっと御説明を伺った時に、当日の当日でもよいついていうふうな御回答だったと思うんですが、その確認。

それと、第4条、午前8時から午後5時30分までとするとなっておりますが、もともとの目的が、保護者の勤務等の都合によりってということがありますので、午前8時から午後5時30分までだったら、保護者の方、そちらに預けに行く時間がないと思うんですよね。

ただし書きとして、市長が必要と認めるときは、これを変更することができるっていう文言があるんですが、この午前8時より前、午後5時30分より後を想定しておられるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えをいたします。

まず、登録についてでございますが、当日の登録でも可能としております。急に来られて登録——その際には、いろいろと病名とか予防接種の履歴とか書いていただく欄がありますので、母子手帳持参の上、登録用紙に書いていただければ、当日でも登録は可能であります。

次に、時間外——8時から5時半までの時間について、これ以外の時間のお預かりについてということではありますが、これ以外の、例えば7時半であったりとか6時半であったりとか、一応個別には対応しようとは考えております。できるだけ、7時半とか早い時間でありますと、病院のほうのスタッフも限られておりますので、それはちょっと——できれば8時からにしていきたいというのが1点あるのと、また、夕方6時とかであれば、これは恐らく、ちょっと遅れるからという、事前に御相談いただければ、それは対応可能というふうに考えております。

また、今の、先ほど関連いたしますが、7時半であったりとか、スタッフ、病院の先生、まだ十分にいらっしゃらないときの対応につきましても、これから市立病院、それから山大の小児科の先生と、そのときの対応につきましても、詳細に詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。続きまして、質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第137号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第123号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億7,557万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億5,074万5,000円とするものでございます。

初めに歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄001一般職員人件費において127万9,000円の追加でございます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う給料表の改定及び勤勉手当率の改定によるもの、また、人事異動等に伴う人件費の会計間の調整を行うものでございます。

その下ですが、同じく、説明欄003一般管理経費において、電算システム改修委託料を29万2,000円追加するものでございます。

これは、今年度の制度改正により、療養給付費負担金及び調整交付金システムの改修が発生したことによるものであり、財源は、今年度中に国庫からの補填となる予定でございます。

続きまして、6款基金積立金・1項基金積立金・1目国民健康保険基金積立金、説明欄001基金積立経費において、元本を4億円追加するものでございます。

これは、さきの9月定例会で認定いただきました決算による繰越金のうち、このたびの補正による経費及び端数を調整いたしまして、その残額を今後の保険給付の増加による事業費納付金の上昇等に備えるため基金に積み立てるものでございます。

続きまして、7款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・8目、説明欄001ともに療養給付費等負担金償還金において、過年度国県補助金等精算返還金を5,219万7,000円追加するものでございます。

これは、平成29年度分国庫補助金の確定に伴う精算により、国に対し返還するものでございます。

続きまして、10目、説明欄001ともに、特定健康診査等負担金償還金において、過年度国県補助金等精算返還金を101万円追加するものでございます。

これは、平成29年度分特定健康診査及び保健指導に係る補助金の確定に伴う精算により、国及び県に対してそれぞれ返還するものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。

8款予備費・1項・1目、説明欄001ともに予備費でございます。

これは、先ほど御説明いたしました決算による繰越金と、このたびの補正による経費及び基金積立経費を調整いたしまして、その残額を今年度の医療費等の支出に備えて2,079万4,000円追加するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、8、9ページをごらんください。

5款繰入金・1項・1目ともに一般会計繰入金、説明欄職員給与費等繰入金において157万1,000円の追加でございます。

これは、歳出に対応し、一般会計から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、2項基金繰入金・1目、説明欄ともに国民健康保険基金繰入金を2,000万円減額するものでございます。

これは、平成29年度決算の認定に伴い、国保基金からの繰り入れを減額するものでございます。

続きまして、6款・1項・1目ともに繰越金、説明欄前年度繰越金でございます。

平成29年度決算の認定に伴い、繰越金4億9,400万1,000円を追加する

ものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

積立金が4億円の——4億円の補正になっておりますが、決算——30年度決算の積み立て見込みってどうか、いくらを見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

現時点では、平成30年度の決算見込みはお答えするのは大変困難でございますけれども、参考までに平成29年度決算時点でございますけれども、これが基金が2億5,732万2,900円ありましたので、これに今回の4億円、それから利子分がプラスとなる金額でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） そしたら、2億5,000万で、またこれ4億で、それと繰越金もありますし、かなりの基金の積み立てってどうか——になるのではないのでしょうか。

○委員長（末永義美君） おわかりでしょうか。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問ですけれども、基金がこのたび4億円の追加になって、今までの基金と合わせ、かなりの金額になるんじゃないかという御質問だと思いますが。

参考までに、平成29年度末の美祢市の2億5,700万程度の基金の額の程度でございますけれども、県内を調べますと、国保基金、どこの市町も——どこの市町も国保基金というものをやって、積み立てておりますけれども、金額で言いますと、美祢市の基金2億5,000万というのは、29年度末では、13市の中では少ないほうから2番目の金額でございます。

それで、29年度末は美祢市だけではなく、他市町も医療費等の見込みがそれほどいかなかった——かなわなかったということもあまして、30年度も積み立てるような予定をされているようです。

三好委員の御質問ですけれども、それを踏まえまして、国保基金が多いんじゃないかと、それでも多いんじゃないかという御質問ですけれども、国保基金積立金につきましては、平成30年度の国保の新制度に向けた——昨年ですけれども、12月付厚生労働省からの通知によりますと、市町村で基金を保有する場合、決算上、剰余金を生じた場合において、保険者の規模に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てられたいとあるために、平成29年度決算で生じた繰越金の一部については、国保基金に積み立てることを私ども考えております。

また、単年度で剰余金が生じたとはいえ、今年度導入されたばかりの国保新制度における今後の国保運営を考えた場合、被保険者である美祢市民の皆様に影響を与えないためにも、今回、基金への積み立てを行っていくことは大変重要であると考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） いつも私、基金が積み立て——基金の積立金——基金が多いんじゃないかと言ってますが、そのときによく、病気が流行した、いざというときに給付金があるんだと。でも県の単一化になって、その心配はなくなったってということかと思うんですが——そういう県の単一化がいいとは言いません。広域化がいいとは言いませんが、それぞれ今まで共同事業交付金ですか、お互いのあれがあったんですけど、それがなくなって、県で一つでまとめてみることになれば、いざ流行——病気が流行したっていつきの何て言うんですかね、そういった心配はもうなくなったので、国保を安くするっていう方向にはいかないんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたしますけれども、制度が変わりまして、疾病等——急な疾病等が発生して、それに対応する美祢市の国保からの支出ですよね。支出の心配がなくなったんじゃないでしょうかと言われたんですけれども、それにつきましては、制度が変わりまして、一応県のほうが財政安定化基金というものを設置いたしましたけれども、これにつきましては、急な疾病に対応するために設置された——それに利用するために設置されたというものではございませんので、そちらの財政安定化基金の運用につきましては、県の国保の運用方針に従った——基準に従った借り入れなり、貸し付けというものを受けるように決まって

おりますので、なかなか制度が変わったといえども、今までのように、やはり急な疾病等に各市町は備える必要があるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか、三好委員。安富委員。

○委員（安富法明君） 今の基金の件なんですが、三好委員のお話は、いつも基金が溜まってるから保険料が安くなるように還元するべきだと、こういう話であります。

今の説明なんですが、例えば、美祢市の基金の残高の状況っていうのは、県下でも低いほうから二、三番目ぐらいに——2番目って言われたね。こういうことを言われました。

二、三大切なことがあると思うんですよね。一応、それぞれ基金って、いろいろあるんですが、それぞれに使用目的があって、その基金をですね——例えば一般会計へ流用するっていうか、持って行って使うっていうか、取り崩して一般会計で使うというようなことはできないですよ。そういうふうな言い方。だから、あくまでも国保の事業の中で使うんですよっていうことですよ。そういうことは強調されるべきだっていうふうに思いますし、それと、ちょっと先ほどの話に戻るんですが、下から2番目っていうだけじゃなしにですね、要するに、市町の保険者数とか事業規模ですよ。事業規模において、これぐらいの基金があってもいいんじゃないかとか、必要なんじゃないだろうかっていうふうな説明ができるように、私はするべきじゃないかなっていうふうに思います。

基本的に、保険料が高いか、安いかっていう話をしたときには、安いほうがいいに決まってるわけですから、その辺のことを踏まえて、説明ができるようにしていただけないものかなというふうに思うんですが、いかがですかね。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの安富委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、私が美祢市の基金の保有金額の御説明をいたしましたけれども、割合——基金の各市における割合の御説明をいたしますと、基金保有割合というものがあまして、その基金保有割合というのが各市の——各市町の保険給付費に対する基金の保有額というもの、具体的には基金の保有額割る保険給付費という計算をいたしますと、美祢市は13市の中で7位と、中ほどということがありますので、現在の基金の保有割合で言えば、中ほどの順位でいっているということでもあります。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに、質疑のほうは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この補正に反対いたします。

過去——29年度もですが、過去五、六年、たしか合併当時——合併からではなかったかと思えます。今手元には、25年からの決算の基金を持っておりますが、2億5,000万円を推移しております。30年度の保険税を決めるときも、そういったことを見据えながら——保険料を——保険税を安くするべきではなかったかと思えます。

市民の負担が多いということで、来年度は保険税を引き下げて、加入者の負担を軽くしていくべきだと意見を述べます。

反対意見ですが、市民の暮らし——市民はもちろん、国保は今は加入者の方ですが、いずれは市民どなたも皆国保税に——国保加入者になられるので、やはり協会けんぽだった方が国保に加入されて、高いのに驚いておられます。やはり協会けんぽと同じぐらいの程度にしていくべきではなかったかと思えます。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号平成30年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。執行部より説明を求めます。岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） それでは、議案第125号平成30年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたします。

通知いたしました画面をごらんくださいませ。

歳入歳出それぞれ6万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,602万8,000円とするものでございます。

まず、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをごらんくださいませ。

3歳出、1款環境衛生事業費・1項総務管理費・1目一般管理費の中の説明欄001一般職員人件費を6万9,000円の減額補正でございます。

このたびの補正は、人事院勧告に伴う給与の改定及び人事異動等に伴う人件費の費目間の調整を行ったものであります。

次に、歳入でございますが、8ページ、9ページをごらんくださいませ。

2歳入、3款繰入金・1項他会計繰入金・1目一般会計繰入金、6万9,000円の減でございます。

これは、歳出で説明いたしましたことにより減額になるため、計2,461万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君）説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）それでは、これより議案第125号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）全員異議なしと認めます。よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第126号平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。執行部より説明を求めます。岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君）それでは、議案第126号平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の御説明をいたします。

通知いたしました画面をごらんくださいませ。

歳入歳出それぞれ148万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億263万4,000円とするものでございます。

歳出について御説明いたします。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをごらんくださいませ。

3歳出、1款農業集落排水事業費・1項農業集落排水事業費・1目一般管理費、説明欄001一般職員人件費を148万5,000円の減額補正でございます。

このたびの補正は、人事院勧告に伴う給与の改定及び人事異動に伴う人件費の費目間の調整を行ったものでございます。

次に、歳入でございますが、恐れ入りますが、8ページ、9ページをごらんくださいませ。

2歳入、4款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金、148万5,000円の減でございます。

これは、歳出で御説明いたしましたことにより減額になるため、計1億5,192万5,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第126号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

ここで、この際10時45分まで休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時45分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、審査を進行します。

議案第127号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第127号平成30年度美祢市介護保

険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

このたびの補正は、人事院勧告に伴う給料表の改定等によるものであり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ334万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億8,374万3,000円とするものです。

それでは、歳出について御説明申し上げます。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費において、297万9,000円を減額、続いて、3款地域支援事業費・3項包括的支援事業・任意事業費・2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費において47万9,000円を減額しております。

また、6款予備費・1項予備費・1目予備費においては、財源更正により11万円を追加しております。

続いて、歳入について御説明いたします。

歳出の包括的支援事業・任意事業費分として、国庫補助金を18万4,000円、県補助金を9万2,000円、一般会計繰入金を9万3,000円それぞれ減額しております。

また、総務管理費、一般管理費分の人件費につきましては、一般会計繰入金を297万9,000円減額しております。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたします。

現在、地域支援事業費の任意事業費において実施しております、緊急通報体制等整備事業についての債務負担行為を追加するものでございます。

この緊急通報体制等整備事業につきましては、御存じのとおり、在宅のひとり暮らし高齢者の御自宅に、24時間体制の受信センターと双方向で会話ができる装置を設置し、急病等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を行うものとして実施している事業でございます。

委託契約期間は、現在5年間としております。次期の契約期間につきましても、引き続き5年間、平成31年度から平成35年度までを予定し、この間の委託料限度額を1,964万2,000円とするものでございます。

財源について御説明申し上げます。

限度額1,964万2,000円のうち、特定財源として国県支出金を752万1,000円、その他——これは、保険料や自己負担金としておりますが961万3,

000円、一般財源を250万8,000円を見込んでいます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第127号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第128号平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第128号平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ217万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,163万1,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出について御説明いたします。

3款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・1目、説明欄ともに保険料還付金、174万8,000円追加するものでございます。

これは、平成29年度以前の死亡や転出などの被保険者の資格異動及び所得変更等に伴う過年度分の過納還付金でございます。

続きまして、4款・1項・1目ともに予備費でございます。

これは、さきの9月定例会で認定いただきました決算による繰越金と、このたびの補正による保険料還付金等を調整し、その残額を42万5,000円追加するものでございます。

次に、歳入の御説明をいたします。

4款・1項・1目ともに繰越金、説明欄前年度繰越金を217万3,000円追加するものでございます。

これは、さきの9月定例会において認定をいただきました平成29年度決算額の確定により、前年度繰越金を追加し、先ほど御説明した歳出に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第128号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第129号平成30年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。執行部より説明を求めます。三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 議案第129号平成30年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）の御説明をいたします。

このたびの補正は、業務の予定量の変更による収益的収入及び支出の補正と国庫補助金の財源の補正でございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。予算書1ページ、第2条で業務の予定量の改正をしております。

説明は資料の新旧比較表を使っています。資料の2ページ、3ページをお開きください。

第2条、業務の予定量の新旧対照表でございます。

変更は美祢地域の年間総給水量でございます。

左ページ、変更前をごらんください。（2）年間美祢地域の総給水量を177万立方メートルと予定しておりましたが、右ページの変更後でございますが、171万4,000立方メートルに変更をいたしました。（3）平均給水量4,849立方メートルを、右ページの変更後は4,696立方メートルでございます。

これにより、年間の給水量は、右ページ上表の真ん中をごらんください。269万6,000立方メートルになって、1日平均給水量は7,387立方メートルになるものでございます。下の表は内訳でございます。

右のページ、3ページをごらんください。

旧上水地区の給水量は減少し、年間131万6,000立方メートルに改正をいたします。すぐ下の於福地区でございますが、給水量は増加し10万3,500立方メートルに改正し、一行下がって、麻生地区も上水と同じように減少しております。18万5,000立方メートルにしております。

熊の倉地区は増加して、5,000立方メートルにしております。

補正予算書の3ページ、4ページをごらんください。平成30年度美祢市水道事業会計予算実施計画書でございます。

まず、収益的収入及び支出の補正でございます。

まず、収入の御説明をいたします。

収入では、水道事業収益、既決予定額7億7,066万6,000円を954万2,000円減額しまして、計を7億6,112万4,000円に改正するものでございます。

内訳は、先ほど説明いたしました給水量の減少から、第1項の営業収益の給水収益を804万2,000円減額いたしまして、水道未普及解消事業田代地区等の国庫補助金が増額されることになったので、第2項の営業外収益の消費税還付金を150万円減額するものでございます。

収益的支出では、水道事業費を270万円追加しております。

内訳は、第1項営業費用の原水及び浄水費216万と配水及び給水費54万円でございます。漏水による修繕の増加により、修繕費を追加するものでございます。

資本的収入は、既決予定額4億7,909万2,000円に、3,512万7,000円の追加でございます。

内訳は、第1項企業債の追加410万円と第4項国庫補助金の増額3,102万7,000円でございます。

起債増額は、前年度からの繰越事業であります上野・秋吉地区水道統合整備事業に対する財源として、起債の借り入れをするものでございます。

国庫補助金は、交付額の増加に伴うものでございます。

では、2ページにお戻りください。

この補正により、第5条の企業債を改めております。

説明しましたように、上野・秋吉水道統合事業の繰越分を補正、追加したので、企業債借り入れの限度額3億3,100万円を3億3,510万円に改めるものでございます。

最後に、当年度利益と補填財源を説明いたしますので、概要資料の1ページをお開きくださいませ。

資料1ページの収益的収入及び支出の表が三つありますが、三つのうち一番下の表をごらんください。

この補正によりまして、平成30年度の税抜純損失は、既決予定額では3,372万9,000円でしたが、損失が994万6,000円増えまして、補正後の純損失は1,367万5,000円でございます。

次に、補填財源の説明をいたします。

下の資本的収入及び支出の表の下から2番目の表をごらんください。

資本的収支不足額は2億9,112万3,000円でございます。

不足額を補填する財源は一番下の表でございますが、当年度分消費税資本的収支調整額が3,727万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1,689万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金が2億1,381万5,000円でございます。それと、これだけでは補填が足りませんので、建設改良積立金を予定しております。補填財源として、建設改良積立金を使う予定でございますが、2,314万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。よろしいでしょうか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 8月より、水道料金が旧1市2町統一されたと思うんですけども、前年度に比べての収支はどのようになっておりますでしょうか、同時期。

○委員長（末永義美君） 三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 山中委員の御質問にお答えいたします。

今、月ごとの資料は持ち合わせていないので御説明はできませんけれども、4月からの累積ということで現在の状況を御説明をいたします。

まず、比較の対象としまして、9月末の状況を申し上げますと、水量で上水でございます。旧上水部門でございますが、水量の前年比が98.11%と減っております。それに比べまして、金額は98.4%、ほぼ同じになっております。

旧美祢地域の旧簡水でございますが、水量が前年度に比べて93.91%、それに比べ、金額が94.4%、これもほぼ同じになっております。

秋芳地域は、水量が99.71%に比べまして、料金が99.59%、美東地域は、水量が100.39%、料金が100.31%というふうに、水量の増減と料金の増減がほぼ一致しております。

10月、11月に新料金を導入いたしまして、新料金は、全体の改定率という――前に御説明しておりますように、美祢全体――旧美祢地域では115.4%になっております。秋芳地区は89.7%、美東地区が78.2%と、地域によって改定率が変わっております。

先ほど説明しました9月の時点では、水量と金額の増減が同じように動いておりますけれども、改定後11月の水量と金額の前年度比を今から申し上げます。

旧上水分、旧上水地域は、水量が97.61%に下がっております。それに比べて、料金は101.3%とふえております。

旧美祢地域の簡水でございますが、水量は95.33%と減っておりますが、料金は99.36%と、水量の減じ方に比べて料金の減じ方が少なくなっております。

秋芳地域でございます。水量は99.39%、料金が96.6%、料金が下がり方が大きくなっております。

美東地域は、水量が99.6%に比べまして、料金が94.52%と下がっております。

美祢市地域が、水量に比べて料金が上がっているように思えるのは、一般家庭の13ミリは前の料金と同じ水準になっておりますけれども、25ミリ以上が新しい料金体系にそのまま移動してございまして、結果的に、全体での金額が上がっているという状況でございますが、秋芳、美東地域は水量の減じ方に比べて金額が下がっておりますので、統一の効果は美東地域、秋芳地域については、今後、出てくるものと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。続きまして、質疑のほうはございませんか。

岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 水道事業における老朽化、施設の老朽化ということで、かなり今回も、ポンプの新しい布設とか、300万円程度、いろいろそういった経費がどんどんかかってくると思うんですよね。

それで今後、水道事業における水道営業外収益という繰入金ですよね。これが、毎年少しずつ増えてきて、いろいろ水道事業収益を圧迫する。その根本的な原因というのは人口減少で、給水水量の減少、そしてそれを使用する方の消費が減っていく。こういったところは、もう美祢市だけでなく全国的にありますし、特に美祢なんかそれが顕著になって、ますます水道営業外収益が増えて、収益を圧迫、繰り入れにせんといけんということで、圧迫するわけです。

それでやっぱり、私たちは水がないと生きていけないし、これはもうライフラインの生命線でありますので、しっかりと行政が維持して努力されるということは、非常に市民の命を守る上においては重要な、私は水道事業の皆さんは、重要なお仕事を私はされているとっております。

これを今、全国で——どこやったかな、秋田県か——これを民営化にして、行き詰まって、水道が——水道料金をかなり上げると水道を出さないとかね、いろいろ問題が全国的に起こっておりますけれども、今後、そういったことを見据えて、水をしっかりと、皆さんのために維持していくためにもう少し、今後老朽化、次々この祖父ヶ瀬の軟水化装置も変えんといけん、大規模になりますよね。そういったところの投資的経費がどんどんかかってきますし、そういった部分を——私ら水道料金が安いのが一番いいです。がしかし、そういったところ、老朽化、施設をどんどんこれから更新していかなくちゃならないですから、そこをどう市民の皆さんに水道料金の値上げというものを説得していくか、それを私は重要な立ち位置として、上下水道のメンテナンスをやっていくことは重要ですけれども、その辺の今後、努力は一段と必要と考えておりますので、その辺の市民に対する説明をどのような形で理解していただくようにしていくお考えでしょうか、お伺いします。

○委員長（末永義美君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のように、人口減少に伴います水道事業の——事業全体の圧迫、それか

ら、水道施設の老朽化に伴います維持管理経費の増大というのが、今後ますます見込まれるという状況が、美祢市のみならず、全国的な状況ということが、最近の水道法の改正に伴いますマスコミの情報にも、多数情報提供があつて、皆さんも御存じのとおりと思います。

そういう中であつて、美祢市の水道事業、大切な、市民のライフラインをどう維持管理していくか、そして、なおかつ料金水準を適正に維持していくかということが、水道事業に課せられた重大な使命というふうに考えております。

経費の増大、給水量の減少という相反する状況っていいですか、水道事業に重くのしかかる、こういう逆風の中で、水道料金の適正を維持していくということは非常に難しい状況にあると考えております。

需要と供給のバランスといいますか、水道のサービスを提供する我々、それを受給される市民の皆さんの需要と供給、水道事業に要する経費を、いかにできるだけ安く、市民の皆さんに提供していくかということが至難のわざであるんですけど、今後の水道の需要の予測を十分、支出も事業経費の見極めもして、収入の見込みも的確に行いながら、料金の適正な水準を見極めていきたいというふうに考えております。

昨年、議会にも御提案し、美祢地域、美東地域、秋芳地域のそれぞれの、合併後続いていた料金体系を統一することができました。一応、統一はできましたけれど、今の現状のままでは、今回補正予算でお示ししてますように、収益的には損益が生じるという状況になっておりますし、今後もその状況がさらに顕著になっていくのではないかとこのように考えております。

その辺の状況を市民の皆様にもよく理解していただくように、今後とも議会への情報提供も含めまして、料金体系の改正に向けて、鋭意努力していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それで、施設とかは市が所属して、そして水道事業における運営は民間に任ず、こういう捉え方もあると思っております。

それで基本的な——大都市といいますか、そういったところは非常にうまくはいくんですけど、特に今回、ちょっと秋田県かどこか、そういった中山間地域においては、非常に——そういった、任せたら運営がもう大変なことになったということは、マスコミでも言われてますし、美祢市にあつては、今後ともいろいろ大変でしょうけれど

も、ずっと施設また運営も行政のほうでやっていくという視点であるのか、民間に運営を任すとか、その辺の将来的な展望というのはどうでしょうか。

○委員長（末永義美君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

今回の水道法の改正で、とりわけテレビ等でも情報提供がありましたけれど、今、岡山委員の言われましたコンセッション方式という、資産は公共がもって、運営を民間に委託するというような方式が、水道法の改正に盛り込まれましたけれど、専門家の話によりますと、そういう水道事業に民間が参入するのは、政令都市とか、人口50万以上の大規模都市にまず集中するのではないかと——可能性はあるのではないかと——ということでありまして、美祢市のような中山間地に位置する、人口3万弱、2万5,000人の市における水道事業に民間事業者が、その収益を見込んで参入してくるといふ可能性は低いのではないかと——いふふうに考えておりますし、美祢市としましても、今後とも公営公設でやっていきたいというふうに考えて——現時点では考えております。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今後は、今言いました水道事業における営業外収益が、どんどん今後増えてくる可能性がありまして、繰入金が大きく入ってくる。営業外収益です。それで、その辺を補填するため、繰り入れに入れなくちゃならない。

それで今後、市民の皆さんにはこういったところ、ある程度は健全になっていかななくちゃならないなと思っておりますし、今の美祢市における給水量とか、そういったもの、結構皆さん、知っておられるようで知っておられない方がたくさんおられますので、今後の老朽施設の更新など、さまざまな面で諸経費がかかるということも合わせて、そして、それに対する適正な水道料金はこの程度ですよということ、私はあらゆる機会を通じて説明しないと、その時パーンと出したらですね、皆さん反発されると思っておりますので、その辺をいろんなアナウンスで行って、多くの市民の皆さんが納得するような形で、今後しっかりとお示ししていくことが私は重要ではないかと思っておりますので、どうかその辺をしっかりと勘案された上で、対応をお願いしていただきたいと思っております。

○委員長（末永義美君） これは議案の質疑という形よろしいですか。（発言する者あり） 続いて、安富委員。

○委員（安富法明君） 岡山委員の言われること、もっともなことなのですが、この会計上の損益計算からすると、事業管理者として、実質的にもう料金改定といいますか、値上げですよ——改定。下がるほうならいいんですが、それは従来から料金統一をした時点から明らかなことではあります。

私も今から議論——もちろん市民の方に御理解をいただくような努力っていうのは、あくまでもせんにゃいけんと思いますが、それほど余裕が——例えば、2年も3年もかけて御理解いただくっていうふうな状況には、恐らくないんじゃないかっていうふうに思うわけなんです。

だから、その辺のことは、はっきりもう、例えばどの時点、この時期ぐらいからは、料金改定をお願いしないとやっていかれんっていうのであれば、私はもう、はっきり言われたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（末永義美君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 安富委員の御質問にお答えいたします。

以前の委員会においても、安富委員から同様な御質問をいただいたように記憶しておりますけれど、現在の状況を総括的に考えますと、料金改定は待ったなしの状況であります。

今後とも——ことし、平成30年度の決算見込みが赤になるように、現在の状況であれば、料金体系であれば、今後とも同様な状況が続いていくだろうというふうに予測しておりますので、こういう事態を解決し、健全な水道事業として将来的に運営していくためには、来年度にでも料金改定を行っていきたいというふうに考えております。

それについては、今後の議案上程も含めまして、議会のほうに詳細の説明をし、さらには市民の皆様にも料金改定の内容、状況等を十分に周知して御理解いただいた上で、改定を実施していきたいというふうに考えております。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。そのほか質疑のほうございませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 先ほど御説明がありました修繕費、配水管等を修繕ということで、54万上がっております。これは、営業収益を、そのまま有収率で計算するのはよくないことかもしれませんが、営業収益を有収率で計算しましたら、毎年毎年一億三千万から一億四千万程度の漏水がしている計算になります。それであるのに、

54万円の配管等の修繕で事足りているのかどうか。

先ほど管理者のほうから水道料金をできるだけ抑えたい旨の話もありましたが、まずこの漏水を、水道管の布設替えをすることによって、漏水を止めることが優先ではなかろうかと思えます。このことに関しましては、改めて一般質問したいと思えますが、ひとまずこの54万、これで事が足りたのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 杉山委員の御質問にお答えいたします。

54万円というのは、当座の必要な金額というふうに見込んでおりまして、これだけあれば、修繕ができるかもしれないというところがございます。

漏水は、どこかを修繕するたびに、また中の状況の圧が変わりまして、いろんなところがはじいているという状況でございまして、このたびの補正は、金額がとてもはっておりますけれども、件数が増えているわけではないようです。ちょっと調べてみましたけれども、件数がたくさんなっているわけではなくて、金額——費用がかさむところがはじいているというところがございます。つまり、細い管ではなくて、太い管のはじいている件数が多くなっているというふうにご考えております。

また、54万円の修繕ですけれども、今、引当金が——修繕の引当金が250万円ほどありますので、必要でしたら、そちらのほうも崩すように心づもりとしてはしております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 先ほどお話ししました、また改めて一般質問したいと思っておりますけど、漏水問題ですね。これ、有収率を上げていくためにも、ぜひ取り組んでいただきたいと。今、お話がありました、ほかにも予定している金額があるというお話でしたけど、できるだけ修繕のほうに力を入れていただきたいという思いでおりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ただいま、質疑の時間で、聞きようによっては早く料金改正をしろと、こういうことなんですね。料金改正というのは、いわゆる収支が今年度も千何百万か赤字になる。だから早くしたい。できれば来年度からでもと、こういう御意見なんです。

私はちょっとですね、もう少し政治的な判断をしていただきたいと思うのは、やはり秋芳、美東の方っていうのは、長年、料金統一をしなかったために負担が多かったんですよね、今まで。少なくとも数千万ぐらいの——数千万になる。今年度は千三百万円ぐらいですか。もう一、二年ぐらい待って、少しは今までのお返しをしてあげるぐらいの政治的な判断をしていただきたいなと私は思うんですよね。

一気にもう上げて、じゃあ収支とんとん、これでいいというんじゃなくて、その辺も少し考えてあげたらなあ。美東の人がおっしゃらないんで私があえて申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうは。山中委員。

○委員（山中佳子君） 前回もお聞きしましたが、秋芳町南部の軟水化事業、これも迫っております。皆さん軟水化装置を各戸つけてはいらっしゃいますけれども、それに塩を入れたりとかの作業は、非常に高齢化すると大変だということもお伺いしております。

できるだけ早く、そのほうの事業も進めていただきたい。それなら、皆さん、水道の値上げにも十分応じられるようなお話も、皆さんのお声を聞いておりますので、水道料金の改正については、私はできるだけ早く、前向きにお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 今の御意見は賛成反対は……よろしいですか。

○委員（山中佳子君） この案件には賛成します。

○委員長（末永義美君） わかりました。ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認めます。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号平成30年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。執行部より説明を求めます。三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 議案第130号平成30年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の御説明をいたします。

このたびの補正は、収入の補正でございます。

内容は、平成30年度美祢市公共下水道事業会計予算実施計画書で説明をいたします。

3ページ、4ページをお開きください。

上の表は、収益的収入及び支出でございます。

収入は、下水道事業収益の既決予定額5億7,556万円に326万1,000円を追加しまして、計を5億7,882万1,000円に改めるものでございます。

内訳は、第2項営業外収益では、第1目他会計補助金の追加を270万3,000円、それと、第4目消費税還付金の55万8,000円の追加でございます。

他会計補助金の追加は、総務省の通知により、分流式下水道等に要する経費を、その通知に基づきまして、算定替えしたものでございます。

第4目消費税の還付金は、資本的支出の美祢市浄化センター等改築更新工事等で、国庫補助金の内示額が予定より少なかったため、消費税の還付が増えるものでございます。

次に、下の表、資本的収入及び支出の収入をごらんください。

資本的収入の既決予定額3億3,688万1,000円から993万円を減額し、計を3億2,695万1,000円にするものでございます。

内訳は、第1項の企業債は640万円を減額するものであります。

これは、美祢市浄化センターの改築更新事業等に充てる起債の同意額が少なかったことによるものでございます。

また、第2項補助金の国庫補助金では、美祢市浄化センター改築更新及びストックマネジメント計画策定に関する国庫補助金が予定より少なかったため、353万円を減額——失礼いたしました。

では、1枚戻られて2ページをお開きください。

2 ページの一番上、第4条企業債をごらんください。

起債の借入額が減少したため、限度額を5,800万円から5,160万円に改めるものでございます。

第5条では、他会計補助金の増額をしましたので、この補正により、一般会計からの補助金を2億2,203万4,000円から2億2,473万7,000円に改めるものでございます。

最後に、純利益と補填財源の説明をいたしますので、補正予算（第1号）資料の2 ページをごらんください。

予算の概要をまとめた表でございます。

収益的収支の一番下の表をごらんください。3番目の表でございます。

この補正により、税引き後の当年度純利益は、既決予定額では、2,805万7,000円だったものが270万3,000円増えまして、純利益は2,356万円になります。

では、一番下の表をごらんください。補填財源の説明をいたします。

資本的収入の補正によりまして、資本的収入が資本的支出に不足する額は1億3,255万1,000円でございます。

この不足額の補填は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額697万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,490万9,000円、並びに当年度分の損益勘定留保資金1,084万5,000円に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 予定損益計算書で質問させていただきたいんですが、9月議会でも問題になりました消費税のことなんですが、29年度分が30年度に支払われているんで、会計上、私は特別損失になるんじゃないかと思ってるんですが、会計理論上、この場合、恐らく税として入れてあると思うんですね。その辺の御説明をもう1回ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 竹岡委員の御質問にお答えします。

平成29年度の事業に係る消費税は、平成29年度分の決算のうちに入っております。

す。平成29年度末で計算をいたしまして、払うまで未払金として貸借対照表に載せて、年度が変わって納付の時期がきましたら未払金から払っておりますので、平成29年度の事業費の中に入っております。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうすると4月に払われたのは未払計上してたと、こういうことですか。

○委員長（末永義美君） 三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 公共下水道事業でございますので、未払金計上して支払っております。特別会計でしたら未払金の計上はないので、次年度の予算で支払うものでございますし、決算の時期が違いますので……。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 申しわけありません。全部訂正します。集落排水と間違っていました。

○委員長（末永義美君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 続きまして、それでは、これより議案第130号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第138号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） それでは、議案第138号について御説明いたします。議案第138号は、美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についてであります。

これは、現在、美祢市立豊田前保育園の指定管理者として、紫光会を指定しておりますが、平成31年3月31日をもって指定期間が満了となります

つきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間、紫光

会を指定管理者として再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） 指定管理ですから、市の直営ではないので、とやかくいうことではありませんけれど、ちょっと参考までにお尋ねしたいんですけど、この表を見ますと、保育士が5人いらっしゃいます。そして、調理師が3人いらっしゃいます。この方たちは常時出勤ではないかと思うんですが、子どもさんは13人なんですけれど——13人ですけど、保育士の割合っていうか、どのような形で運営をされ——5人——今——済みません。いつも出ていらっしゃるかどうかお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 三好委員の御質問にお答えをいたします。

これにつきましては、常勤3名とパート職員2名、調理員2名、うち臨時1名で予算上積算をしております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか、三好委員。では、そのほか質疑のほうはございませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 3ページの選定結果のところですね。これは基準点のようなものはないのでしょうか。ほかの指定管理者の表で、基準点のようなものを見た記憶があるんですけど、これにはないのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 非公募ですので、基準点というのは特に設けておりません。
以上でございます。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうは。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第138号を採決いたします。本案

について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第138号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第139号美祢市児童クラブの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） それでは、議案第139号について御説明いたします。

議案第139号は、美祢市児童クラブの指定管理者の指定についてであります。

これは、現在、伊佐児童クラブの指定管理者として、伊佐さくらっ子クラブを指定しておりますが、平成31年3月31日をもって指定期間が満了となります。

つきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間、伊佐さくらっ子クラブを指定管理者として再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を求めるものであります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第139号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第139号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案15件につきましても審査を終了いたしました。

所管事項につきまして、委員の皆さんから何かございましたら、御発言のほうをよろしくお願い申し上げます。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 委員長のほうにお願いをして資料請求したいと思うんですが、まず1点は、主に財政計画のことについてなんですが、1点は学校の校舎等を含めて、

いわゆるハコモノっていいですか、そうした使用目的が終わったりしております。

交付税の計算のときに、そうしたものが、今度基準財政需要額の算定はどういうふうにされてるかっていう資料があればと思うんですね。

それから、2番目に繰入金なんですけど、観光事業特別会計からの繰入金が5,000万ずつ、ずっとあると。これは所管ではないんですけど、財政計画に5,000万という金額がずっとこうやってる、この裏づけ。

それから、3番目が職員数と人口減の行政事務の効率化計画、4番目が市内に散在しているハコモノ、スクラップ費用ですよ。将来分の増加も含めて、現在のもあわせてですが、その算定をされた資料。それから、諸収入について、同額でずっと推移されております。例えば動産、不動産の運用計画がどのようになっているのか、その辺の資料。

それから、6番目が委託料の見直し計画と書いてあるんです。それが具体的に、どういう委託料の見直しをやられるのか。それから7番目が、公共施設の統合っていいですか、庁舎を建てて、消防署も一部されます。そうした中で、分庁も一部なくなったりするのではないかなと思います。本会議場でも申し上げました、その跡地、いわゆるこの庁舎を中心とした市街地形成のゾーニング計画、そういうものがあればお示しをいただきたい。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員からの資料請求の件はよろしいでしょうか。

では、そのほか御発言がございましたら。三好委員。

○委員（三好睦子君） 指定管理料についてですが、指定管理制度を導入している施設では、利益を上げるためにいかに——いかに利益を上げるかということで、その決め手になってしまうのが、やはり経費を抑えるということではないかと思いますが、経費を抑えるために、人件費が抑えられてしまったってということになるのではないかなと思うんですが、そういうことがあってはなりません。

このことで、非正規雇用による低賃金というんですか、不安定な労働条件で働くということになってはならないと思うんですが、労働条件等が守れるような指定管理料が設定されているのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私が使用料のことを申し上げたのは——委託料——ごめんなさ

い。申し上げたのはそこなんです。現状でも、最低賃金で試算されてるんですよ。見たら、全部。ですから、今後、最低賃金すら維持できない状態になるんじゃないかと思ったから資料要求したんです。よろしゅうございますか。三好さんと同じ考えですから。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。どうぞ、三好委員。

○委員（三好睦子君） その資料が出れば、はっきりわかるということなんですかね。

○委員長（末永義美君） それを目下検証のもとで——はい。今後よろしく願います。ほかに御意見のほうは。高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） このたび水道料金が改正されたわけでございますけれども、改定前は集会所等、各地域にあると思うんですけれども、美東町の場合は基本料金がなかったわけですね。本当、市民に優しい美東町であったものが、基本料金が発生したということで、現在と比較して10倍近くになるんですよ。

地域をやっぱり守るために、今、大変地域を——大変難しい局面になってきておる中で、こういった負担が生じるということは大変重荷になってくるわけですが、今後改正されるときに、この辺も移行できないものかという思いがございますので、よろしく願いしたいと思っています。

○委員長（末永義美君） 続きまして、御発言のほうはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、まことにありがとうございました。御苦労さまでした。

午前11時48分開会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月17日

総務民生委員長